

平成 21 年 第 1 回臨時会

# 東京都後期高齢者医療広域連合議会会議録

平成 21 年 7 月 31 日

東京都後期高齢者医療広域連合議会

## 平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

### 目 次

○出席議員	1
○欠席議員	1
○説明のため出席した者の職氏名	1
○職務のため出席した者の職氏名	2
○議事日程	2
○会議に付した事件	3
○臨時議長の紹介及びあいさつ	4
○開会及び開議の宣告	4
○選挙第1号	4
○議長就任のあいさつ	5
○広域連合長のあいさつ	5
○選挙第2号	6
○副議長就任のあいさつ	7
○会期の決定	7
○同意第3号の上程、説明、採決	8
○同意第4号の上程、説明、採決	8
○副広域連合長のあいさつ	9
○同意第5号の上程、説明、採決	9
○承認第2号、承認第3号の一括上程、説明、質疑、採決	10
○承認第4号の上程、説明、採決	17
○承認第5号の上程、説明、質疑、採決	18
○承認第6号の上程、説明、質疑、採決	23
○承認第7号、承認第8号の一括上程、説明、採決	31
○承認第9号、承認第10号の一括上程、説明、質疑、採決	32
○承認第11号、承認第12号の一括上程、説明、採決	35
○議案第7号の上程、説明、質疑、採決	36
○選挙第3号	37

○選挙第4号	38
○閉会の宣告	39
○会議録署名	41
○議決結果等	

平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会会議録

平成21年7月31日 午後2時開議

出席議員（30名）

1番	石島秀起	2番	鈴木 驍
3番	深澤利定	4番	鈴木 茂
5番	堀川幸志	6番	森 美彦
7番	溝口 誠	8番	稲垣まさよし
9番	松岡定俊	10番	伊藤正信
11番	平田雅夫	12番	茂木 弘
13番	はぎわら 洋一	14番	本橋正寿
15番	鴨下 稔	16番	池田ひさよし
17番	須賀精二	18番	鈴木忠文
19番	亀倉順子	20番	吉村みな
21番	田村正秋	22番	谷田部和夫
23番	佐村明美	24番	渋谷金太郎
25番	富田竜馬	26番	金井治夫
27番	橋本由美子	28番	多羅尾治子
30番	上野 勝	31番	白井松寿

欠席議員（1名）

29番 船木良教

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	多田正見	副広域連合長	西川 太一郎
副広域連合長	坂本義次	副広域連合長	合田 進
総務部長	名取伸明	保険部長	杉田平吉
保険部参事	関田守男	総務課長	岩瀬耕二
企画調整課長	藤春加代子	保険課長	松原秀樹
会計管理者	大和久道夫	監査委員書記 (副参事)	岩瀬耕二

選挙管理  
委員会  
書記

藤 春 加代子

#### 職務のため出席した者の職氏名

書記長	岩瀬 耕二	書記	土田 秀明
書記	金子 千秋	書記	小久保 英幸
書記	栗原 康弘		

#### 議事日程 第1号

第 1 選挙第 1 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙

#### 追加議事日程

第 1 選挙第 2 号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙

第 2 会期の決定

第 3 同意第 3 号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 4 同意第 4 号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について

第 5 同意第 5 号 東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について

第 6 承認第 2 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した平成  
20 年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 2 号）の  
報告及び承認について

第 7 承認第 3 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した平成  
20 年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予  
算（第 1 号）の報告及び承認について

第 8 承認第 4 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期  
高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を  
改正する条例の報告及び承認について

第 9 承認第 5 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した東京都後期  
高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正  
する条例の報告及び承認について

第 10 承認第 6 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分した平成

20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の報告及び承認について

第11 承認第7号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第12 承認第8号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第13 承認第9号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第14 承認第10号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について

第15 承認第11号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の報告及び承認について

第16 承認第12号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の報告及び承認について

第17 議案第7号 平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

第18 選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙

第19 選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙

## 会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 2時00分 開会

○岩瀬書記長 本日は、東京都後期高齢者医療広域連合議会議員選挙後、初めての議会でありますので、議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、鈴木茂議員が年長議員でありますので、ご紹介申し上げます。

それでは、議長席にお着き願います。

○鈴木（茂）臨時議長 説明のとおりの規定だそうございまして、またまた私が臨時議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は30名であります。

欠席の通告は、舩木良教議員、1名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上、仮議席を指定いたします。仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

なお、議員の発言は自席で行っていただくようお願い申し上げます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 東京都後期高齢者医療広域連合議会議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木（茂）臨時議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木（茂）臨時議長 ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に、鴨下稔議員を指名いたします。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○鈴木（茂）臨時議長 ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会議長に鴨下稔議員が当選されました。

ただいま当選されました鴨下稔議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

それでは、以上で臨時議長としての職務を終了いたしましたので、議長と交代します。皆様方のご協力を得まして、無事職務を果たすことができました、ありがとうございました。

(議長、臨時議長と交代)

○鴨下議長 ただいま議長にご推挙いただきました足立区の鴨下でございます。

皆様方のご意見をより尊重し、そして議会運営を推進することができればと思いますので、より一層の皆様方のお力添えをよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。(拍手)

初めに、広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

多田正見広域連合長。

○多田広域連合長 本日は、大変お忙しい中をご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

東京都後期高齢者医療広域連合議会の一斉改選がこのたびございまして、7月2日には、皆様、都内62の区市町村の議員の中から選ばれて、広域連合の議員に就任されたわけでございます。私も6月に引き続き広域連合長に選任されたところでございます。

言うまでもなく、東京都後期高齢者医療広域連合は、約110万人の後期高齢者のための医療制度の運営主体でございます。国内最大の広域連合として責任も重大であると強く認識しているところでございます。

さて、長寿医療制度が昨年4月に発足をいたしまして、はや1年4カ月が経過しようとしております。制度といたしましても、当初に比べ落ち着きを取り戻してきた感がございます。

今年度に入り、与党による制度見直しに関する基本的な考え方も公表され、国においては、経済危機対策等により、5月の補正予算で昨年と同様に、均等割額7割軽減の被保険者については一律8.5割軽減を行うなど被保険者等の声を真摯に受けとめ、一層の安定的運営や制度に対する信頼を高めるための施策が展開をされております。

私どもの広域連合におきましても、6月中に行う保険料の本算定に間に合うように、8.5割軽減のための条例改正や補正予算を編成いたしまして、6月16日に4件の専決処分とさせていただいたところでございます。本議会には、そのほか人事案件が3件、平成21年度補正予算が1件、また専決処分したものといたしまして、さきにお話をいたしました8.5割軽減に関するもの以外に7件ございますが、いずれも緊急を要すること及び区市町村議会の日程上やむなく行ったものでございます。何とぞご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

最後に、今後も高齢者が引き続き安心して医療を受けることができますように、全力を上げて誠心誠意努力をしてまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いをいたしまして、開会のごあいさつ

とさせていただきます。ありがとうございました。

○鴨下議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、追加日程をお配りいたしますので、そのままお待ちください。

(追加日程配付)

○鴨下議長 日程の追加につきまして、お諮りいたします。

お手元に配付させていただきました資料のとおり、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙のほか18件につきまして、本日の日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

なお、議案説明のため地方自治法第121条の規定に基づき、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので、ご報告いたします。

次に、追加日程第1、選挙第2号 東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に、鈴木忠文議員を指名いたします。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、東京都後期高齢者医療広域連合議会副議長に鈴木忠文議員が当選いたしました。

ただいま副議長に当選されました鈴木忠文議員が議場におられますので、口頭をもってこの旨告知いたします。

ここで、鈴木忠文議員にごあいさつをお願いいたします。

鈴木忠文議員。

○鈴木（忠）副議長 ただいま広域連合議会の副議長にご推挙いただきました、東村山市の鈴木忠文と申します。どうぞよろしくお願いたします。

先ほど、広域連合長からもお話がありましたとおり、大変重要な制度であります。ご案内のとおり、8月30日の選挙では、この制度そのものがどのようなことになるのかという大変不安な部分を抱えながらの議会であります。ぜひとも多くの議員の皆さんのご協力と、そして事務局の皆さんのご協力をいただきながら、鴨下議長をしっかりとサポートしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたしまして、ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○鴨下議長 ありがとうございます。よろしくお願申し上げます。

この際、議事の都合により暫時休憩いたします。

午後 2時13分休憩

午後 2時14分再開

○鴨下議長 会議を再開いたします。

まず、議席の指定を行います。議席は、お手元に配付させていただきました議席表のとおり指定いたします。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第80条に基づき、森美彦議員及び亀倉順子議員を指名いたします。

次に、書記長より諸般の報告をいたします。

書記長。

○岩瀬書記長 それでは、ご報告いたします。

本日、議場配付いたしました文書等につきましてご報告いたします。

- 1、東京都後期高齢者医療広域連合議会議席表でございます。
- 2、平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号）でございます。
- 3、平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会議事日程（第1号の追加1）でございます。
- 4、平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会発言通告表でございます。
- 5、平成21年1月分から6月分までの例月出納検査の結果についてでございます。

以上5件につきましては、この配付をもって内容の朗読は省略させていただきますので、ご了承願います。

報告は以上でございます。

○鴨下議長 それでは、次に追加日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日1日と決定いたしました。

次に、追加日程第3、同意第3号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を、多田広域連合長、お願いいたします。

○多田広域連合長 同意第3号につきましてご説明をいたします。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号イの区の長から選任されます副広域連合長は、中山弘子前副広域連合長からの申し出により、地方自治法第165条第2項の規定により、本年5月15日付で退職の承認を行いましたので、欠けている状況でございます。このため、後任者につきまして、特別区長会副会長である西川太郎荒川区長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○鴨下議長 同意第3号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第3号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第3号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

次に、追加日程第4、同意第4号 東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 同意第4号につきましてご説明をいたします。

現在、広域連合規約第12条第4項第1号ハの町及び村の長から選任されます副広域連合長は、青木國太郎前副広域連合長からの申し出によりまして、地方自治法第165条第2項の規定により、本年5月29日付で退職の承認を行いましたので、現在欠けている状況でございます。このため、後任者につきまして、東京都町村会会長である坂本義次檜原村長が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

以上、何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 同意第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第4号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第4号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

ここで、ただいま選任同意されました西川太一郎副広域連合長及び坂本義次副広域連合長に、順次ごあいさつをお願いいたします。

お二人の入場を求めます。

(西川副広域連合長及び坂本副広域連合長 入場)

○鴨下議長 それでは、西川太一郎副広域連合長からお願いいたします。

○西川副広域連合長 ただいま皆様のご選任の同意をいただきました、荒川区の区長をいたしております西川太一郎でございます。

誠心誠意ご関係の方々とは協力しながら、この制度の運営に対しまして推進、そして都民の方々の健康を、特に高齢者の健康をお守りする仕事に全力で努力をいたしたいと考えております。未熟でございますが、ご指導賜りますようお願い申し上げます、同意をしていただきました御礼のごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○鴨下議長 続きまして、坂本義次副広域連合長よりお願いいたします。

○坂本副広域連合長 ただいまご紹介いただきました檜原村長の坂本でございます。

ただいまはご同意いただきまして、誠にありがとうございました。

これからは、皆様方にいろいろご教授いただきながら、しっかりと頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

○鴨下議長 引き続きまして、追加日程第5、同意第5号につきまして議題といたします。

本件は、深澤利定議員に関することで、地方自治法第117条本文の規定により除斥になりますので、退席をお願いいたします。

(3番深澤利定議員 退場)

○鴨下議長 提案理由の説明を求めます。

多田広域連合長。

○多田広域連合長 同意第5号につきまして、ご説明をいたします。

同意第5号は、広域連合規約第16条第2項の規定に基づき、広域連合議会議員のうちから選任する監査委員といたしまして、深澤利定議員が適任と判断し、選任の同意をお願いするものでございます。

何とぞご同意を賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 同意第5号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

同意第5号につきまして、提案のとおり選任同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、同意第5号は、提案のとおり選任同意することに決定いたしました。

除斥の議事が終了いたしましたので、深澤利定議員の再出席を求めます。

(3番深澤利定議員 入場)

○鴨下議長 それでは、ここで深澤利定新監査委員から就任のごあいさつをお願いいたします。

○深澤監査委員 ただいま監査委員としてご同意をいただきました深澤利定と申します。

瑕疵なきよう誠心誠意努めたいと存じますので、よろしくをお願いいたします。

○鴨下議長 ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、追加日程第6、承認第2号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)の報告及び承認について及び追加日程第7、承認第3号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の報告及び承認についての2件につきまして、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第2号及び第3号につきまして、一括してご説明いたします。

承認第2号につきましては、歳入歳出予算の補正額は3,791万2,000円で、内容は、広域連合が実施する広報費を増額し、財源としては、特別調整交付金2,995万7,000円と、臨時特例基金から795万5,000円の繰入金となっております。

承認第3号につきましては、歳入歳出予算の補正額は2億8,364万5,000円で、広域連合の広報及び区市町村の行う広報、相談体制の整備及び長寿健康増進の各事業の補助を行うもので、財源は、特別調整交付金でございます。

本2件は、平成21年2月3日付の国の調整交付金の算定に関する通知を受けて補正予算を編成する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成21年2月13日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 これより質疑を行います。

承認第2号につきましては通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番、橋本議員。

○橋本議員 それでは、発言通告させていただきましたので、このところで何点かお伺いしたいと思います。

特別この項目についてということではございませんが、書かせていただいたように、私たち普通地方公共団体の議員は質疑をし、そして議決をするということの重要性を本当に認識しております。そして、先ほど、議長及び広域連合長等もこの広域連合制度は大変重要であり、そこで議決権とか、それから承認すること、同意することというのは大変重みを持っているということは、私1人の認識ではないと思います。けれど、今回の議会、第1回臨時議会においても、専決処分の承認にならざるを得ないことが大変多いということがあります。

いろいろありますけれども、最終的にはもうちょっとこの専決を減らしていきたいという思いは個人的にはございます。もちろんこの前の議案説明のように、様々な事情があるということも認識はしておりますが、もしお答えいただけたら、この広域連合の議会が始まったのが2年前、そこから始まってこのような専決処分という形にならざるを得なかったというのはどのくらいあるのか。それから、今回の承認第2号についても、全体の専決もそうなのですが、どのような形で判断の場があり、そして判断をする人がいて、その経過が、私もこの議会は今日初めてですので、それをお聞きしたいと思います。

それで、もちろん専決の事項は暇がないということで既に広報紙「いきいき通信」等でもお知らせが出ているわけですから、実効力のあるものになっているということはわかるんですけども、構成している地方自治体の関係所管には、これは専決で、次の臨時議会で承認ですとか、そういうこと自体はお知らせをしているのかどうか。

そういうことと、それと当然これは承認するというで議員が判断をするわけですから、不承認という人が過半数になる場合も時にして生まれることだってあり得るかと思うんですが、そういうときにどんな扱いになっていくのかという、まずその辺を第1回目お答えをいただきたいなと思っております。

○鴨下議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 専決処分に関するご質問についてお答え申し上げます。

まず、言うまでもないことではございますが、専決処分はあくまで例外的な対応でございまして、必要最小限に留めるべきことは当然と認識をしております。

一方、広域連合の議会につきましては、関係区市町村の議員のうちから選挙された者によって構成をされ、定例会は条例により年2回、告示によって11月と1月と定められており、区市町村の議会の

合間を縫う形で開催をされております。また、臨時会につきましては7月ないし8月に開催することが通例となっております。

このような状況の中で、昨年来、国の制度見直しがたび重なり、区市町村の定例会の時期と重なる日程の中での対応を迫られたことが主な要因となりまして、今般、専決処分を多くせざるを得ない状況となったものでございます。

この制度が安定をすれば、おのずから専決処分を迫られることも大幅に減ると考えておりますし、また今後、緊急の事案が生じた場合につきましても、議員の皆様方のご理解、ご協力を得まして、臨時会開催の可能性を探るべく日程調整等々に努める所存でございますので、よろしく願いいたします。

また、お尋ねがございました専決処分の件数等につきましては、今般が11件、また昨年度の臨時会におきましても8件ございました。また、その前は制度の立ち上がり前で議会が成立してございませんので、地方公共団体として必要な基本的な条例は専決処分に対応してございます。こういったものは、制度スタート時の特別な状況の中でのことかと存じております。

また、この承認案件につきまして、不承認というようなことになった場合の法律効果についてでございますが、不承認であっても、既に行った行為についての効力そのものは有効であるとされています。ただし、執行機関サイドの政治的責任は残ると解されております。

以上でございます。

○鴨下議長 それでは、再質問です。

橋本議員。

○橋本議員 今、答弁があって、この議会というのは年に2回あって、それで臨時会は1回というふうになっていますということと、それから、今のご答弁の中でかなり重要なポイントは、今は過渡期であるので、大変専決も多くなって、補正予算も組まれるのでこういうことも起きるといふふうにも判断できるようなご答弁でした。

確かにこれを見ると、国の経済に対する一つの対策という形で様々なことがされていますが、でも、たった2年の流れを見ていると、いわゆる本則でやっていくと、とても保険料も高いし、様々なことで矛盾が生じるということで、これは今は私の考えだけに留めておきますけれども、実際に一番の大もとのところに、ある程度矛盾を含有した法律だと言わざるを得ないのではないかなというのが、今お聞きしても感じるところです。

さて、当然今のままでは問題だということが最初のご答弁でもありましたけれど、今後改善をするということをやはり考えていかなければいけないし、それから、今日ここにご参集の議員の方も、様々な議会の経験がおありの中では、議員自らも改革の意を持って対応していかなければ、この専決で春の時期、特に予算が決まって、それが執行される時期はずっと専決で多大な数の様々な問題を承認と

いう形でしか私たちが考えられないというのは、これは多分皆さんもそうだよねという思いを持っていただけるかと思うんですが、今後、広域連合として解決の方向等何かお考えがあればお答えいただきたいと思っております。

○鴨下議長 答弁を求めます。

名取総務部長。

○名取総務部長 ただいま制度的な様々なネックみたいなものが内在するというご意見でございましたが、最も制度上基本になる保険料を定める条例等々の改正はきちんと第1回定例会で今までもやっておりますし、また今後も可能かと存じております。先ほども申し上げましたが、いわゆる追加的な様々な見直しが入ると、どうしても付議する時期を超える部分がございますけれども、そういったことが今後生じなければ、制度さえ安定すれば、そういった機会は大幅に減ることになるかと存じます。

また、臨時会を構成団体の定例会開催時の期間に招集をかけるということは、これは甚だ私どもとしましても乱暴な話かと思えますけれども、休日の議会とか、地方には様々な例もございますので、そういったあたりにつきましては研究はしてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○鴨下議長 3回目の質問です。

橋本議員。

○橋本議員 最初の前段のところの制度が安定すればという言葉、これは当然のことですけれど、安定すれば、一番の本則の法律に基づいて保険料等の条例等も決めていかなければなりませんし、今回この後承認事項に出てくるように、様々な補正を組んで、7割軽減の方にもそれ以上の軽減策をということの本年度も、そして次年度も続けていかない限り大変な状況になるということがあったら、やはりかなり安定するとしたら先のこともかもしれませんし、安定することはないかもしれないというふうに、また法律そのものが根本からなくなることも可能性としてあるという、本当に今は先が見えないところもあるわけですが、先ほど、総務部長がお答えになりましたように、手段は幾らでもあると思うのです。これだけの、まさしく重鎮とも言われる広域連合に関する方がお集まりになった、ある意味、大変重要な広域連合の議会であるとしたら、もっと判断を議員にしっかりと求められるようなことを考えていくべきではないか。そして、そのことが全く不可能ではなくて可能な、休日のことも逆に提起がございましたけれど、そういうことも含めて、ぜひ、都民的に見て、本当にやはり議会での十分な質疑、やりとり、そしてその中で賛否が問われていく議会だということがこの議会の格を上げることにもなると私は考えておりますので、ぜひ今後も改善の方向、私も提案をしたいと思えますし、ぜひ議長、そして広域連合長、副広域連合長も含めてお受け取りいただいて積極的な対応をしていただけたらと思っております。できれば、私は広域連合の事務方のご答弁があったんですが、

ここは広域連合長等のご意見とかを伺ってはならないのでしょうか。もしいただけるようでしたら、お答えをいただいて終わりにできたらと思っております。

○鴨下議長 多田広域連合長。

○多田広域連合長 全くごもっともなご意見だと思いますが、今、総務部長が説明いたしましたように、発足時における様々な対応を迫られるという事態がございました。それは皆さん方もご存じのとおりでございまして、初年度には制度の本則が出ましたけれども、それに対する改正ということが政府によって示されまして、数回にわたりましてそれに対応するというような事態も出たわけございまして、これを本当は皆様方にお諮りするべきところでありますけれども、その暇がないというような状況に追いやられたということもございまして、このようなことになっておりますので、これからそういうことがなくなれば、当然皆様方のご意向をしっかりと受けとめた上での決定ということになるわけでございますが、この際は、その釈明になりますけれども、特別な事情があったということをご理解いただきたい、そういうふうに思っております。

○鴨下議長 引き続きまして、承認第2号、承認第3号につきまして通告がございましたので、発言を許可いたします。

20番、吉村議員。

○吉村議員 通告に従いまして何点か質問いたします。

まず、承認第2号について大きく2点質問いたします。

後期高齢者医療制度に関しましては、発足当初より様々な議論がありました。市民にとっても大変わかりにくい制度でありまして、周知徹底が求められておりました。

私は、これまで広域連合の議事録を読ませていただきましたが、何人もの議員が制度の周知について疑問をしており、広域連合としても努力されてきたことと認識しております。

これまでも、国におきまして、国民の声によって制度の改正を何度も行ってきました。さらに、21年度になってからは、与党のプロジェクトチームが制度の見直しの基本方針を決めるなど、今後の制度のあり方が大きく変わっていくのではないかと思います。

このような複雑な制度ですから、被保険者の方には丁寧な情報提供をすることが求められると思います。広域連合では、インターネット、テレビ、ラジオでの周知に加えまして、「いきいき通信」という広報紙を通して制度周知を図っていると認識しております。

そこでまず1点目ですけれども、11ページにあります、広報紙に関しまして伺います。

「いきいき通信」の5号におきまして、高額介護合算療養費の掲載がされました。このことについて伺います。

この高額介護合算療養費につきましては、平成21年の第1回定例会におきまして、岩田議員の質問に対して、申請主義は変わらないけれども、該当される方への周知徹底を図るが、事前に通知を出す

とは詰め切っていないとの答弁がありました。厚労省からも、十分周知徹底するよという通知が来ていると認識していますので、この広報だけに掲載というだけでは不十分であると考えます。そこで、今後該当される方への周知徹底はどのように行い、対象者がどれぐらいいるのか、またいつごろ送付されるのか伺います。

次に、2点目ですけれども、この広報紙「いきいき通信」の全戸配布について伺います。

現在、広報紙は六大新聞に折り込んで配布していると聞いています。しかし、75歳以上の高齢者の実態は広域連合で行いました後期高齢者医療制度に関する意識意向調査報告書によっても明らかなように、インターネットを使う方は5.8%、また広域連合の実態を知った手段として新聞だったという方は48%とされています。調査の中で最も情報を得やすいのは広報紙であり、60%以上の方が区市町村の広報紙によって情報を得ているという結果が載っておりました。

私も、高齢者の方のお宅に伺ったりしていますけれども、最近は生活が困難で新聞さえとることができないという高齢者の方も多くいらっしゃいます。つまり、新聞折り込みだけでは十分な周知が行き渡らないのではないかと考えています。そこで、広報紙の全戸配布をする考えはあるのか伺います。

○鴨下議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 まず、高額介護合算療養費制度の周知徹底についてのお尋ねでございます。

この制度につきましては、議員もご指摘のように、これまで広域連合で作成しております小冊子あるいは広報紙等を通じて、できる限りの周知に努めてまいりました。

今後につきましては、個々の支給対象者に対しまして、平成21年12月から同22年1月を目途に、申請の勧奨通知を送付する予定でございます。

なお、この勧奨通知に先立ちまして、広域連合また区市町村の広報紙等で、内容の周知にも努めて参ります。

2点目としまして、広報紙「いきいき通信」をより広く全戸配布というご質問でございますが、ご案内のように、広域連合の広報紙は、都内全域で約433万部を新聞折り込み等で配布をしてございます。この対応が、今考えられる中では最も広く行き渡っている方法だと、そのように認識をしております。また、加えまして、区市町村の窓口での配布や、希望の方には個別に郵送もしておりますので、これ以上の対応につきましては、現時点では難しいと考えております。

なお、被保険者にとりましても、身近な窓口であります区市町村と引き続き十分に連携しまして、今後ともきめ細やかなわかりやすい広報に努めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○鴨下議長 それでは、再質問です。

吉村議員。

○吉村議員 まず1点目、高額介護合算療養費のほうに関しましては、通知を出すということで、しっかり行っていただきたいと思います。

それから、広報紙の全戸配布ということですが、先ほども述べましたけれども、高齢者の方にとって情報提供のあり方というのは、今後とも十分配慮をしていかななくてはならないことだと思います。広報紙には、減免制度であるとか、制度に関する重要な情報もたくさん載っておりまして、被保険者にとっては知らなくてはならない情報が多く掲載されています。情報公開という視点で見れば、一部の高齢者の方のみが情報を得ることができるというのは不公平だと考えますし、情報が来る方も、またそうでない方も、保険料は平等に取られているというので、これは十分広く周知をしていただきたい、今後ぜひ検討していただきたいと要望しますが、いかがでしょうか。

○鴨下議長 答弁を求めます。

名取総務部長。

○名取総務部長 繰り返しの答弁で恐縮ですが、例えば、個別に郵送して送ることになりますと、その経費もけたが1けた違うようなこともございますので、趣旨は十分にわかりますし、今後とも努力はして参りたいと思いますが、具体的に今この時点で全戸配布ということは難しいと考えております。

○鴨下議長 3回目の質問になります。

吉村議員。

○吉村議員 では、今は難しいという答弁でしたけれども、方法はいろいろ考えていただきたいと思っています。

承認第3号につきましては、2点伺いたいと思います。

まず1点目は、国からの区市町村広報費補助交付事業に関しまして、各区市町村でもダイレクトメール等に有効に活用されていると聞いております。しかし、相談体制の整備費補助金におきましては、人手の問題、また役所のスペースの問題等あり、十分活用できていないと聞いております。この相談体制整備費補助金交付事業は、区市町村でどのように活用されたのかと、広域連合ではどのように把握されているか伺います。

もう1点、この交付金事業が単年度のみのものであると認識しております。後期高齢者医療制度の複雑さ、また与党が制度の見直しを検討しているということもありますので、制度のこともあわせまして、今後のことを考えると広域連合としてもこの補助事業交付金については継続させるよう求めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。2点伺います。

○鴨下議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 まず、区市町村広報費及び相談体制整備費補助金交付事業の活用についてのご質問

でございます。

この広報費補助金につきましては、保険料の軽減措置や口座振替のご案内等を掲載しましたチラシの作成、また被保険者一人ひとりに送付したダイレクトメール等に活用されております。

また、相談体制の整備費補助金につきましては、各種申請手続や納付相談に対しまして、きめ細かく対応するための窓口の整備、またパソコンの設置、備品の購入等に活用されてございます。

次に、交付金の継続についてのご質問でございますが、ご指摘のように、特別調整交付金によるこの制度につきましては、単年度で20年度限りでございますけれども、一方で、円滑運営臨時特例交付金による補助事業につきましては、来年3月まで、今年度いっぱいはいは利用ができますので、そちらのほうを最大限活用いたしまして、区市町村の取り組みを支援して参ります。来年度以降の対応につきましては、制度改正等の状況を見極めながら、必要に応じて国への要望等を行って参ります。

以上でございます。

○吉村議員 ありがとうございます。

○鴨下議長 よろしいですか。

○吉村議員 はい、いいです。

○鴨下議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○鴨下議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本2件につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第2号及び承認第3号の2件は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第8、承認第4号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 本件は、常勤の副広域連合長の給料につきまして、職員に準じ、地域手当の支給割合を100分の16に引き上げ、あわせて給料月額を引き下げるために条例改正の必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成21年3月27日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議

会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○鴨下議長 承認第4号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決いたします。

お諮りいたします。

本件につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第4号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第9、承認第5号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 本件は、国の平成20年度補正予算により交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立て、あわせて条例の失効日を平成23年3月31日に変更するために条例改正の必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成21年3月27日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○鴨下議長 これより質疑を行います。

承認第5号につきましては通告がございましたので、発言を許可いたします。

27番、橋本議員。

○橋本議員 まず、今ご説明がありましたけれども、もともと後期高齢者医療制度ができたときには、円滑導入ということで、そういう交付金もあって、そのための基金があったわけですね。今は円滑運営という形で国のほうが導入から運営になったんですが、この運営と導入、もちろん名前は運営ということで当然わかるんですが、どんな内容で円滑に運営せよということが交付金の内容なのかということが1点です。

それで、交付金は、先ほどのご説明でもあったように調整交付金、様々な調整交付金でも普通と特別ということで9対1とか分かれているわけですが、この交付金の全体像というのがなかなか私もまだ見えてきませんが、どんな交付金というのが、例えば、今年度というのは国のほうから来ているのかということで、そこをお答えいただきたいということです。交付金というのであれば、お金として入ってくるわけですが、あればいいという形で、ずっとこういう特別な交付金に頼ってはいは、

本則に戻ったときには大変なことになるということも逆の考え方として当然出てくるわけです。

また、調整交付金のほうにもちょっと触れたいわけですが、この広域連合が、私も事前に資料として、6月19日には、調整交付金等の確保についてということで、私どもが議員になる前の議会においても調整交付金の問題については大変やりとりがあって、そして、この広域連合の多田広域連合長も含めて調整交付金、東京都のように入ってくる収入の多いお年寄り等がいるところは、こうだ、あーだということで、満額だけではないという、その制度について何とかして欲しいという立場で物を申されているわけですが、この調整交付金のことについて、ここに至った経緯と、それから広域連合としてやはり変えてほしいんだという思いで舛添大臣のほうにもご意見をされているかと思うんですが、その辺の考え方も含めてご説明をいただけたらと思っております。

○鴨下議長 それでは、答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 まず、交付金全体についてのお尋ねがございましたので、その部分をお答えいたします。

大ざっぱなお話で恐縮ですが、交付金の中で一番大きいのは、国の場合ですと、定率国庫の交付金がございます。これはいわゆる保険給付費に充てる療養給付費負担金という部分でございまして、これは全体経費の12分の3、割合でいきますと約25%相当額、これが定率国庫補助と言われている部分でございます。いわゆる交付金でございます。

そのほかに、議員ご指摘の調整交付金というものがございまして、これは全体の12分の1、約8.3%に当たりますが、この調整交付金のうち9割が普通調整交付金、1割が特別調整交付金というような枠組みになってございます。これが通常、オーソドックスな国からこちらに交付される交付金でございます。

今ご指摘ありました円滑な導入のための交付金、あるいは円滑な運営のための交付金、これは原則的には単年度ベースの中で、そのときの具体的な状況に応じて国から交付をされるものでございます。交付金の主な概要は以上のような中身でございます。

また、調整交付金の中で、この大都市である所得の高い東京都が不利益を被っているという部分のお話でございしますが、こちらにつきましては、これは繰り返しになりますけれども、昨年来、再三にわたり国にも文書等を含めて何度も何度も要望しております。ただし、国の主張としましては、そもそも調整交付金制度は、全国的な枠組みの中で所得の格差を是正する制度だ。したがって、個々の都道府県単位にそれを見ながら物事を考えるものではないということで、全く認識が違うんですね。いわゆる一致する部分が全くないという状況でございしますが、引き続き広域連合としましては、その部分について要請は続けて参りたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○鴨下議長 再質問ですね。

○橋本議員 今、部長のほうからお話ございましたけれど、円滑運営の交付金は、承認事項の議題になっている、積み立てておいて、それで補助を決まったものに使いなさいという形でなってくるわけですが、単年度だということは、要するに、そのときの政府の予算の組み方次第で、もしかしたら私たちが議員をやっている平成22年度も出てくるのかどうかもわからないという思いもあるわけなんです。この辺の動きというのは、例えば、この年度の中のどのあたりでこういう、円滑かどうかわかりませんが、再々円滑運営の交付金が出るのかとか、そういうことがわかってくるのか。この広域連合と国とのお金の関係というのは、年度の中で、どのような流れの中で見えてくるのか。それで、具体的に言えば、次の定例議会、11月ごろには、それを見据えた議論ができるのかどうか、これが再質問の1点でございます。

そして、今お話があったように、調整交付金のことについては、私も国の回答のほうも手に入れて読ませていただくと、最後のところ、広域連合に交付される国費の割合は当然ながら増減するものであって、これをもって被保険者の理解は得られないとするご指摘は全く当たらないと考えていますという、本当に私たち東京の議会を構成する人たちから見たら、随分と冷たいお答えしか返ってきていません。

それはわかるんですけど、結局、各々自分の自治体から考えると、後期高齢者の今年度私の出ている多摩市なんかの会計を見ても、広域連合負担金、これは保険料も含めて集めた中から出すものですが、1つの自治体として18億円くらいとか、あと保健事業で健診のためのお金を国保に出すとか、様々な負担があつて、これはやはり地方自治体としてこのままでやっていくのは本当に大変だという、この現実と、それから一個人の保険に入っている方が払うお金ということに立ち返ってみても、本当に負担は大きいわけです。

食い違っているから諦めてしまうのか、それともまた私たち議員も含めて広域連合議会として、そしてこの広域連合として国に実態の理解と改善を求めていくのか、その方向性についても第2問ということでお答えいただけたらと思っております。

○鴨下議長 答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 交付金の交付時期とか、どのような見通しかという、まず1点目のお尋ねでございますけれども、法律によって定められた療養給付費負担金ということの部分につきましては、これは9月以降の概算要求の中で、通常の国の予算編成を見据えながら適正に情報もこちらに参りますので、そういったものを踏まえて、例えば、今年度であれば1月の定例会にきちんとお諮りをしていく、そういう見通しは立っております。

あと、単年度ベースの個々の、いわゆる補助的な、先ほど申し上げた円滑運営等々につきましては、

これはまさに、もはや行政の手を離れた、どちらかといえば政治的な分野でのことですので、何か具体的に見通しがあるかといえば、私どものほうでは持ち合わせてございません。

また、もう1点目の調整交付金の話のほうでございますけれども、私も東京都民でございますので、この気持ちは全く一緒でございます。ただ一方で、国から見ますと、この調整交付金制度でかなりそのような不利益をこうむっているのは、東京都と恐らく神奈川県ぐらいの、ごく少数なんですね。そういう中で、なかなか国がうんと言わないという状況でございますが、諦めることなく引き続き要請は続けて参りたいと考えております。

○鴨下議長 3回目の質問です。

橋本議員。

○橋本議員 3回目の質問をさせていただきます。

私は、この臨時特例基金とかそういうものを調べていく中で、国の後期高齢者医療制度のところを見ると、例えば、交付金の基金の条例とかそういうものがみんな参考例という形でマニュアル的にできていて、全国の都道府県は、ほとんどそれに類する形で決められていくという形で、もとをたどすと、本当に国が、そして今の答弁にもありましたように、政治的な判断が末端の高齢者の方の保険料も左右するし、それから受診についても左右をしてしまう、受診抑制の一つとも言われるということで。こういう全体像を考えたときに、それ自体も非常に自治権のないようなものなのかなというふうに思っております。

そういうところで、多分お答えは総務部長かと思うんですけれども、こういう本当に自由がきかない高齢者の制度だということを私は第1回目で感じざるを得ないんですが、その辺のご見解を1つと、それから様々な保険料というのは、要するに、診療報酬なんかも定まっていけないと決まってこないというのは当然ですよ。お医者さんに払う1診療、内科だったら1受診の、これが幾らになるかによっても大きく左右されるのではないかと私は認識しているんですが、一番近いところで、今年度の診療報酬がある程度目途がつくというのは、私たちに示されるのは1月議会ということで、1月というか年明けの議会ということでご答弁がありましたけれども、この辺のことについて、広域連合としてはいつごろ把握をして、次年度に向けての様々な段階のお金を決めたり、地方自治体への負担のお金を考えたりしていく、つまり課長レベルでの会なんかもあるわけですが、そういう説明というのはどのくらいになると一つ先の見通しのつくものが出るのか、その辺についてもあわせてご答弁いただいて、第3問といたします。

○鴨下議長 答弁を求めます。

総務部長。

○名取総務部長 まず、前段のこの制度において地方自治本旨からいきますと、自由度がないというようにご指摘についてでございますけれども、この医療保険制度というのは、社会保障の根幹をなす

ものでございますので、これはナショナルスタンダードが勝ることは当然かと存じます。その中で、例えば、東京都広域連合におきましては、他の46道府県にはないような4項目の保険料軽減策、これは独自に打っております。そういった意味で、地方自治体としての一定の役割はきちんと果たしておると、そのように認識をしております。

以上でございます。

○鴨下議長 多田広域連合長。

○多田広域連合長 調整交付金についてのご質問がありましたので、私どもの気持ちを申し上げますが、これは国民健康保険制度の中でも同じ問題がございます。介護保険制度の中でも同じ問題がございます。同様の考え方を後期高齢医療制度の中で厚生労働省が出して参りました。私ども自治体は、国民健康保険についても介護保険についても、これは執拗に国にその改善を迫ってきているところがございます。ですから、後期高齢医療制度だけの問題ということではなく、こうした国の考え方について、特に東京は最も影響を受けるところがございますので、こういうことをトータルで理解をしていただくということで、これは後期高齢医療制度という立場もありますが、自治体の、つまり医療保険制度、あるいは介護保険制度の中でこれからも改善を求めて努力をする、こういう課題だというふうに認識をしておりますので、参考までに申し上げます。

○鴨下議長 西川副広域連合長。

○西川副広域連合長 選任早々に答弁を申し上げて厚かましいやつだと思いかもかもしれません。お許しください。

ただいまの橋本議員のご質問につきまして、多田広域連合長からご答弁がございましたが、私自身、この問題、一番初めから、問題点は調整交付金の額を決定するのが政令であるというところに一番の問題があるということをずっと主張し続けて参りました。先ほど、政治的判断があることがいけないようなご趣旨のことはどう理解していいのかということがございますけれども、国民の代表である議員が決定することは当然だと思いますが、この一番根幹にわたる部分について、役人が全国の財政を勝手に判断して、東京は確かに豊かだけれども、東京で暮らすということは、豊かさの地域のゆえに余計なお金もかかるわけでありまして、そこらについて厚生労働省が財務省と相談をして地域的に決めるということは間違いではないか。地域の実情をよく承知した方々によって、この問題は議論されるべきであるということを私から多田広域連合長に何度も申し上げて、多田広域連合長がそれをご理解いただいて行動していただいたという事実がございますから、あえて知らん顔できないので発言をさせていただいた次第であります。

これからもこの問題については、議員の皆様のお力をお借りしながら、国に対して広域連合長を先頭にさらに要請をしていく必要があるというふうに思っておりますので発言をさせていただきました。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 診療報酬等の国の動きについてお答えいたします。

診療報酬等の改定の状況の大まかなスケジュールが示されるのが、8月の終わりにあります概算要求になりますので、私たちに示されるのは9月以降になると思います。それから、国等で検討していきまして、最終的に決まるのは12月の終わりころになる予定です。ですから、そこを待たないと詳しい数字はお伝えできないというのが現状でございます。

○鴨下議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○鴨下議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第5号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第5号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第10、承認第6号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の報告及び承認につきまして議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 本件における歳入歳出予算の補正額は542億1,255万6,000円の減額で、内容は、保険給付費の実績減に伴い、区市町村負担金、国庫支出金、都支出金及び支払基金交付金などの減額補正を行うとともに、あわせて高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金の基金への積み立てを行う必要が生じましたが、当該交付金については、平成21年3月26日付で交付決定が行われたため、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成21年3月27日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 これより質疑を行います。

承認第6号につきましては通告がございましたので、発言を許可いたします。

16番、池田議員。

○池田議員 すみません、1つだけお聞きします。

療養給付費が当初見込みより減少したというふうに書いてございますので、その療養給付費が減少した要因はどのような理由によるのかをお伺いします。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

療養給付費が減少した要因につきましては、大きく2点考えられます。

1点目は、被保険者数を東京都の人口推計を参考に推計しておりましたが、障害認定者の減少などとあわせて当初の見込みより約5万人減少したことが一つでございます。

2点目としましては、1人当たりの給付費が減少しておりますが、その要因につきましては現在、分析に必要な資料が整っておりません。今後、9月に厚生労働省から発表される予定の老人医療にかかわる資料などの国等の情報も収集しながら、広域連合としての分析に努めて参りたいと思います。

以上でございます。

○鴨下議長 再質問、池田議員。

○池田議員 障害認定5,000人が、なぜこれ推計できなかったんですか。ごめんなさい、5万人が、これをなぜそちらでミスイクしちゃうのかな。

あと、1人当たりの減少ですか、分析が整わなかった。じゃ、お仕事していなかったというふうに理解しちゃうんですが、あまりにも軽率過ぎるんじゃないかな。もうちょっと詰めた答弁してください。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 まず、被保険者の減少でございますけれども、障害認定のことにつきましては、当初約3万人と想定しておりました。それが現在は1万6,000人程度で、約1万4,000人程度減少しております。

この要因としましては、この制度に入るか、それとも今までの制度に残るかということは、保険料とか給付とか、その辺のところを比べていただいて、その方にとってどちらが有利な方をお取り下さいという説明をして参りました。その結果、今まで加入していた方が有利というふうにとられて加入者が少なくなっているというふうと考えております。

それからもう一つ、5万人の中の3万人に相当する部分でございますけれども、これにつきましては、17年度の国勢調査の数値と「10年後の東京都」をもとに推計してございました。この中に、外国人登録者の方が約40万人でございます。この方たちも率で出現率を8.86%として見ていましたけれども、実際には外国人の方の加入者は5,500人程度でございます。ここのところで約3万人程度の差が出てきておまして、約5万人近くが減っているというものでございます。

それから、給付費でございますけれども、現在は、実際には給付費は下がっているということはわかっておりますけれども、その要因がどんなものかということにつきましてはまだ分析中でございます。申し訳ありませんけれども、ここではお答えできない状況でございます。

よろしく申し上げます。

○鴨下議長 3回目の質問です。

池田議員。

○池田議員 これは区市町村ともう少し調整して、さっきどなたかご質問したように、広報、PR方法をもう少し徹底してあげると、こういう障害の認定の算出も計算できるんじゃないかな。PRが443万部出している、これ以上出せませんというのであれば、もう少しうまい方法論を出してあげれば、こういう減額、わざわざ補正までしないで済むんじゃないかなと思います。もう少しPR方法をうまく考えてあげれば、443万部じゃ僕は足りないかなと思っています。

以上です。

○鴨下議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

11番、平田議員。

○平田議員 2点ほど質問いたしますが、1点目は、先ほど池田議員が質問されたことと趣旨は同じなのですが、過日の説明会の際に、私もこの点について質問させていただきましたら、組合健保等からの後期高齢者医療制度へ移動された部分・層が比較的健康な方が多く、見込みより療養給付費が伸びなかったというお答えをいただいているんですが、先ほどのご答弁はちょっと違うかなという受けとめをいたしました。これについて再度答弁を求めます。それから、私の身近な医療機関でも、昨年の制度発足直後、ちょうど1年ぐらい前になりますが、いわゆる75歳以上の高齢者の皆さんの受診日数が減っているという事実があります。今まで3日来ていたのが2日もしくは、平均化すると小数点以下が出てくるわけですけども、そういうような形で受診抑制がきき始めているんじゃないか。これは長寿医療制度というふうには舛添さんは言いかえていらっしゃいますけれども、ちょっとおかしいんじゃないですかということ。

それから、広域連合として東京都医師会等々と連携をとって、この医療給付費が見込みよりも大幅に減額した要因については、自ら調べるというご努力は必要だと私は思いますが、いかがでしょうか。

先ほどのご答弁ですと、厚労省の調査データがおいおい明らかにされるので、その点で見極めたい。冗談じゃありません。そんな悠長なことをやっている暇はあるんですかということを重ねて申し上げたいと思います。

2点目、歳出の第5款保健事業費に関して質問をいたします。

後期高齢者医療制度で実施している特定健診には、胸部エックス線検査は含まれていません。ちなみに、検査項目を申し上げますと、既往歴の調査、自覚症状及び他覚症状の検査、身体計測、身長、体重、BMI、血圧、これは収縮拡張期の血圧です。それから血中脂質検査、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、肝機能検査でGOT、GPT、γ-GTP、血糖検査、ヘモグロビンA1cまたは空腹時血糖、尿検査、これはたんぱく糖であります。

そこで伺いますが、北区の場合には、この後期高齢者医療にかかわる高齢者の皆さん方に、オプシ

ョンで、負担で、区の単独で胸部レントゲン写真検査を付加しているわけです。

1点目に伺いたいことは、傘下の各自治体で胸部エックス線検査を付加している団体はどの程度あるのか。それから、仮に広域連合全体でそのことをプラスしようということであれば、どのぐらいの財政措置が必要になるか、その点を見極めていらっしゃるんだったらお答えいただきたい。

それから、この点に関して付言すれば、今、結核予防法が感染症予防法という形で包含をされました。その第53条の2の第3項には、主語は市町村になっています。確かに主語は市町村。市町村長は、その管轄する区域内に居住する者、これは通っている学校、職場で健診を受けていらっしゃる方を除いて、という規定ですが、期日または期間を指定して、結核にかかる定期的健康診断を行わなければならないという規定になっています。

今、高齢者の皆さんに対する結核の罹患が皆無ではありません。今の経済状況なども反映しながらかもしれませんけれども、増えていることも一方では言われていることですから……。

○鴨下議長 5分を経過いたしました。

○平田議員 どうぞよろしくご答弁をお願いします。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 それでは、質問にお答えいたします。

ご質問のありました制度開始後の医療機関との連携等も含めた受診傾向でございますけれども、現在、私どもとしては、受診傾向がどうだったかということはとらえてございません。確かに一般的に言われていますように、初診、再診が減って、1日当たりの医療費の単価が伸びているというのは承知してございます。ですが、それがどういう要因によるものか、今おっしゃるような受診抑制を確認するものはございません。私たちとしては国、それから国民健康保険中央会等が分析する資料、そういうものを参考として、広域連合としての分析には努めて参りたいというふうに考えております。

それから、議案説明会のときのことでございますけれども、被保険者全体で把握しておりますので、個々の健康保険の組合に加入していた方、国民健康保険に加入していた方というのを、20年度の給付と見比べることは無理でございます。今は入っている方を、元はどういう保険に入っていたかということは分けられませんので、それは無理なのです。

これは、議案説明会では給付費が低くなる要因として、やはり健康保険組合とかそういうところに入っている方というのは、働いていて比較的健康的な方が多い、医療費も少ない、そういう過去の実績を含めた国民健康保険中央会の分析を引用させていただいたものでございます。

先ほどからありますように、受診抑制の件につきましては、やはり繰り返しになりますけれども、国等の情報を収集しながら、可能な限りその把握に努めていきたいというふうに思っております。

それから、次の健診項目の件でございますけれども、広域連合が実施いたします健診項目につきましては、国の示した基準により、特定健診の必須項目について実施してございます。それは議員のお

っしゃるとおりでございます。

胸部エックス線検査につきましては、感染症予防法の規定により、区市町村長に対する義務となっておりますが、後期高齢者の健診とあわせて実施している団体は62団体中34団体でございます。他の団体につきましては、独自に実施しているものというふうに推測されます。

また、感染症予防法第53条の2第3項の規定につきましては、区市町村長に対する義務規定でありまして、広域連合への準用は困難であるというふうに考えております。

なお、仮に広域連合で胸部エックス線検査を実施する場合には、必要な財源措置としましては、これは参考でございますけれども、区市町村で実施している平均単価と健診の目標受診率から推計いたしますと、年間約12億5,000万円程度が必要になるというふうに考えております。

以上でございます。

○鴨下議長 再質問です。

平田議員。

○平田議員 医療給付費の問題について、池田議員に対する答弁で、新たに被保険者数の見込み違いという形でご答弁いただきましたけれども、やはり答弁については一貫してくださいよ。説明会の際の答弁と違うというのは、私、それはおかしいなという思いであります。

それから、胸部レントゲン検査の問題については、確かに、感染症予防法についての規定については、区市町村の長に規定をしているということですが、この広域連合も特別地方公共団体の一つであるわけですから、そこは12億ですよ、12億円のお金で済むわけですから、そこは今後も検討して、賦課するような形で何とかできないかという方法を事務局のほうで検討していただきたい。このことを要望して終わります。

○鴨下議長 続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

6番、森議員。

○森議員 それでは、質問させていただきます。

まず、この承認案件を見ましても、議案説明会の際の説明と微妙に食い違っているということなどを含めまして、やはり適時適切に臨時会を開いていくというのが重要ではないかというふうに思います。それだけでなく、住民から遠いと言われているわけですから、適切な臨時会の開催については求めておきたいと思います。

今回様々な案件の中で、受診抑制の問題に絞って質問したいと思います。最後の議案もあるんですが、一緒にということで質問をいたします。

570億円保険給付費・療養諸費を減額した。その理由について、今やりとりがあったわけです。その中で、私はやはり、これから決算定例会に向けて、できるだけ早い時期にその分析を深めていただきたいというふうに思います。それに伴って逐次情報提供をやっていただきたいというふうに思っ

おります。

7月7日付の31号の情報提供によりますと、20年度の1人当たりの医療費が、19年度の国保老人の実績値と比べて1万3,520円、マイナス1.6%低くなった。その要因の一つとして、先ほどの元気な75歳以上のお年寄りが加入してきたことを挙げているわけです。これは、広域連合のほうから情報提供をいただいているわけで、だとすれば、やはりそういうことがあるというふうに受けとめるわけですね。ですから、その点についてしっかりと統一見解を示していただきたいというふうに思うのです。それが第1点です。

その中で、受診抑制についてどのように考えているのかということ、これから分析するという視点なんですけれども、1点目は、暮らしの大変さ。大不況の中で医療費支出工面ができないんだと、そういう状況が起こっている。それともう一つは、この制度の中での負担増が、命を削る受診抑制に影響しているのではないか、こういう点からの分析をぜひ深めていただきたい。それについてはいかがでしょうか。これが2点目です。

それから、負担増軽減のあり方について、先ほどから調整交付金のことでも出ておりましたけれども、現在の見直しの状況でいいのかどうか、この点についても分析の中にぜひ入れていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

以上です。

○鴨下議長 それでは、答弁を求めます。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

情報提供についてでございますけれども、これは長寿医療制度、それから関連する国民健康保険等の国の動きとか、それから国民健康保険中央会の動きとか、そういうことについて皆さんに知っていただくために情報を流しているものでございます。直ちに長寿医療制度にそのままにかかるものではない場合もございますので、その辺のところはご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

それから、分析でございますけれども、民間の調査を行っている個別のケース等については承知してございます。保険給付費が減少したことについて、受診抑制が働いたかどうかについては、現在やはり、先ほど申し上げましたように、広域連合においてはそれを確認する情報が現在ございません。従いまして、受診抑制の有無につきましては、今後、国や国民健康保険中央会等で行う分析等を参考にして、広域連合としての分析ができるかどうか考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○鴨下議長 よろしいですか。

再質問ですね。

森議員。

○森議員 保険給付費・療養諸費570億円の減額補正、これは結局、保険料にもかかわってくる問題なんですよね。ですから、きちっと精査をしていくというのが非常に重要だと思います。多目に見込んだということですが、執行部としてはよくあることなんです、やはり保険料にはね返ってくるという重みをしっかり踏まえて、厳格な精査をお願いしたいというふうに思います。介護保険の特別会計も同様なことがありました。

お尋ねしたいのは、その精査の一環として、やはり受診抑制についても独自に東京都広域連合として分析する必要があるのではないかという点です。

受診抑制の事例として、個別ケースなんですけれども、入院した76歳のお年寄りが、入院費用が払えなくなってしまうということで、お医者さんのいうことを聞かずに途中で退院してしまったという例は、私の目黒区で起こっています。

それから、持病があつて定期的に血液などを検査すべきなのに、窓口負担を考へて「健診で調べるからいいです」ということを言つて、採血などの検査を断つたという例も報告されていますし、また、月額7万円の年金暮らしの75歳のお年寄りの例ですけれども、定期受診が必要だが、食事などを目いっぱい切り詰めても受診する費用が捻出できない、こういう事例は多々あるわけです。広域連合として、こういった具体的な事実をどれだけつかんでいるか。これはつかむ必要があると思うんですが、いかがでしょうか。

それから、全国のマクロの話ですけれども、全国の病院の1日当たりの平均患者数が、昨年9月末現在、前月から7,510人減少した。130万3,889人になったということが厚労省のまとめでわかつたと報道されております。これを受けて、ある医療団体が、「景気が底冷えする中で受診抑制が始まっている。一般企業の次は医療、介護に回ってきている。医療・介護施設も内部を引き締めて危機感を持って運営していかないと厳しい局面はさらに拡大していく」、その運営する立場からのコメントでしたけれども、そういうことがあります。

それから、日本医療政策機構の20年度受診抑制の実態調査によりますと、これ見出しで書いてあつたんですが、「低所得・低資産層の4割が受診を抑制、高所得・高資産層の2倍の水準だ。受診抑制の実態と経済力による格差が鮮明になった。今後は、受診抑制による健康への影響の実態について明らかにすることが求められている」と、この団体はコメントしています。

さらには、後期高齢者医療制度のもとで、75歳以上の高齢者が受診を控えている実態を示す調査を全日本民医連が発表しました。後期高齢者が2008年4－6月期に病院・診療所の外来に通院した日数について、1年前の同時期と比べると8.47%減っている。病院で10.8%減、診療所で7.84%減だった。その減少幅は、後期高齢者以外の患者の通院日数より大きくなっている。それから、入院日数でも後期高齢者で減少が大きく、後期高齢者医療制度のもとで75歳以上の高齢者が、通院や入院を手控えて

いる実態が浮き彫りになった。

コメントですが、「ただでさえ苦しい高齢者の暮らしをさらに窮地に追い込むものであり、制度がもたらした受診抑制である」とコメントしているわけです。

そこで質問ですが、広域連合として具体的事例とともに、こうした分析の視点ですね、独自に深める必要があるのではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。2点。

○鴨下議長 答弁を求めます。

保険部長。

○杉田保険部長 お答えいたします。

受診の関係ですけれども、広域連合としましては、老人保健制度と負担の1割、3割というのは変わっていないわけです。そのことは、年度当初も、20年度中もございましたけれども、正確にお伝えして適切な医療を受けられるようにということで広報してまいったつもりでございます。

それから、状況を独自に判断というか調査するべきだというご意見を先ほどいただきましたけれども、広域連合としては今直接にどういう受診をしていますか、それからどういうふうな受診状況がありますかということをお聞きしたい。これは今実務的にも無理でございますので、それは申し訳ないですけれども、今は不可能だというふうにお答えするしかございません。

この受診抑制とか、それから受診の動向につきましては、先ほどから申し上げますように、国とか国民健康保険中央会とか、そのところで示される資料をもとにして、広域連合としてどの辺ができるかということは検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○鴨下議長 3回目の質問になります。

森議員。

○森議員 後期高齢者医療制度、そして制度的な問題だけではなくて、今、昨年のリーマンショック後の大変な不況、そしてそれに伴う一層の格差の拡大ですね、こういった状況を踏まえて、本当に医療を守る、命と健康を守っていくという立場で必要なことに手を打っていかねばいけない、この立場が都の広域連合としても必要だと思います。

受診抑制の実態は、もう様々に報道されておりますし、個々のケースを聞いても出てくる、出てくるという状況ですので、明白です。受診抑制で症状の、先ほど事例を紹介しましたけれども、症状の重篤化が起こっている。これ分析しなければいけないと団体によっては考えているという状況です。

そういう中で、2008年度の概算医療費は、前年度に比べて6,000億円増加したけれども、延べ患者数は1.3%減、減少傾向だと示されました。直近の報道です。医療単価を示す1日当たりの医療費は3.2%増だというんですね。普通に考えると、重篤化があるんじゃないか、こういうふう考えられるわけです。延べ患者数が1.3%減で減少傾向にあって、1日当たりの医療費は3.2%増だ。これに対し

て、しっかりとした分析を広域連合としても深めていっていただきたいと思うのです。

人口比では、16%の70歳以上の方が全体の43.5%を占めている。そして、このうち75歳以上の高齢者が全体の3分の1となっているという状況のもとで、本当に必要な人が受診できないということがあってはならないというふうに思うのです。

先ほど1割、3割、窓口負担が変わっていないから受診抑制は起きていないんじゃないかというような言い方をされましたけれども、私先ほど言ったとおり、いろいろな経済的な格差の拡大、生活の苦しさ、それが影響している。だったら、今の見直しでいいんですかということなんです、提起されているのが。そういった分析も、この広域連合がやっていきませんか、本当の見直しにはつながらないんじゃないかというふうに思うんです。そもそも論で言えば、3割負担が現役並みだから、これでいいんだという議論だって、お年寄りのほうが病気になりやすい、幾つもの病気を同時に抱える、治療には長く時間がかかる、不平等なんです、3割取るということは。だから控えるんですよ、受診抑制なんです。そういったことを含めて、しっかりと分析をしていただくこと、負担軽減を図るために、引き続き強力に国や都に対して働きかけを行っていただきたいこと、この2点ぜひともやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○鴨下議長 合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 受診抑制についての独自分析の関係でございますが、私ども広域連合63名の職員の中で業務をやっております。人的、物的に個別的事例も含め、そこまでできるかどうかというのは今非常に私自身難しい問題があると思っておりますが、いろいろな情報を加味しながら、できる限りの分析に努めていきたい、このように考えております。

○鴨下議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○鴨下議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第6号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第6号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第11、承認第7号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について及び追加日程第12、承認第8号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての2件につきまして、一括議題といたします。

提案理由の説明を、合田副広域連合長、お願いいたします。

○合田副広域連合長 承認第7号及び第8号につきまして、一括してご説明申し上げます。

承認第7号は、広域連合の職員について、特別区職員に準じ、平成21年6月に支給される勤勉手当及び期末手当の支給月数を改定するために、承認第8号は、常勤の副広域連合長について、職員の例に準じ、平成21年6月に支給される期末手当の支給月数を改定するために、それぞれ条例を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、いずれも平成21年5月27日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 承認第7号及び承認第8号につきましては、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第7号及び承認第8号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第7号及び承認第8号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第13、承認第9号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認について及び追加日程第14、承認第10号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての2件につきまして、一括議題といたします。

提案理由の説明を、合田副広域連合長、お願いいたします。

○合田副広域連合長 承認第9号及び第10号につきまして、一括してご説明いたします。

承認第9号については、平成21年5月29日に成立した国の平成21年度補正予算により交付される均等割額8.5割軽減にかかる高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を積み立てるため、承認第10号については、均等割額8.5割軽減を平成21年度においても実施するために、それぞれ条例を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、いずれも平成21年6月16日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 これより質疑を行います。

通告がございましたので、発言を許可いたします。

16番、池田議員。

○池田議員 承認第10号なんですけれども、8.5割軽減を経過措置として来年度以降も延長していくお考えか。それから、経過措置を円滑に中止する場合に、どのような配慮を考えていらっしゃるのか、2点です。

○鴨下議長 それでは、答弁をお願いいたします。

保険部長。

○杉田保険部長 それでは、お答えいたします。

平成21年度における被保険者均等割額の8.5割軽減につきましては、国の経済危機対策を受けて行われたものであり、現在は本年度限りとなっております。

これらの経過措置が廃止される場合には、国に十分な広報を要請するとともに、区市町村と連携してきめ細かな広報活動を実施し、広く被保険者に理解を求めて参ります。

なお、22年度からの均等割額の軽減は、法律に基づきまして7割軽減、5割軽減、2割軽減となります。このうち、7割軽減に該当し、年金収入が80万円以下で、その他の所得がない場合には、恒久的な措置として、2割上乗せの9割軽減となり、その財源につきましては、国の予算編成の中で明らかにされていくことになってございます。

以上でございます。

○鴨下議長 引き続きまして、通告がございましたので、発言を許可いたします。

28番、多羅尾議員。

○多羅尾議員 平成21年度均等割額8.5割減額ということで、こうした減額措置がとられてきていることの背景には、やはり保険料の負担が重いということがあるかと思えます。また一方で、軽減措置がとられましても、実際にはそれでも保険料が支払えないという方もいらっしゃるのではないかと思います。

そこで、この軽減措置の対象者数や割合ですとか、あと滞納されている方の状況はどのような状況かということでお聞きしたいと思います。

○鴨下議長 答弁を求めます。

保険部長。

○杉田保険部長 お答えいたします。

均等割額の8.5割軽減の対象者数は、21年度最終的には16万1,000人程度になると見込んでおります。また、滞納者数につきましては、平成20年度末において約5万5,000人程度になる見込みでございます。

以上でございます。

○鴨下議長 再質問ですね。

多羅尾議員。

○多羅尾議員 16万1,000人という数でありましたが、この割合がどれぐらいになるかということと、あと滞納されてしまっている方に資格証明書の発行は行うべきではないというふうに考えておりますが、この間どのように対応されてきたのかということをお聞きしたいと思います。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 すみません、質問とお答えの順序が逆になり申し訳ありませんが、最初に資格証明書の関係でお答えいたします。

資格証明書につきましては、広域連合で要綱及び指針を作成して、区市町村に示して各団体が統一した対応を図るよう依頼をしております。各区市町村においては、納付相談を行うなどケースごとに事情を把握して、資格証明書の発行に該当するか否かを交付対象審査会で審査をします。さらに、区市町村の審査結果について最終決定を行うために、広域連合の交付審査会で同措置の適否の審査を行うこととしております。

このように、区市町村と連携して個別の事由を判断して交付するものであり、所得により一律に資格証明書の交付対象外とすることとはございませんし、滞納により機械的に交付することもございません。

それから、遅くなりましてすみません、16万1,000人というのは、約110万人の被保険者がいると見た場合は14.6%になります。

○鴨下議長 3回目の質問です。

多羅尾議員。

○多羅尾議員 軽減措置をとられてきていても、どうしてもそれでも払えないという方もいらっしゃるという中で、資格証明書の発行については行うべきではないというふうに考えておりますが、この通告文書にも書かれておりますが、21年5月20日に出された厚労省の「資格証明書の運用に係る留意点等について」という通知の中では、機械的に発行しないということや、低所得者へ原則発行しないということで書かれておまして、低所得者は必要な医療を受ける機会が損なわれる恐れが高いということで、原則資格証明書を発行しないように求めているということでありまして、こうした通知をどのようにとらえ、どのように今後対応されるのかということで最後お聞きしたいと思います。

○鴨下議長 保険部長。

○杉田保険部長 5月に出了た厚生労働省の示した「後期高齢者医療制度における被保険者資格証明書の運用に係る留意点等について」におきましては、低所得者に対する資格証明書の発行は、収納対策を適切に講じるとともに、滞納被保険者が病気などにかかり、保険料負担能力が著しく低下するなどの特別の事情の有無の判断を適切に行うこと等により、原則として資格証明書の交付に至らないようにするとあります。広域連合におきましても、要綱で特別な事情に該当した場合には、資格証明

書の交付対象から除外することとしておりますので、厚生労働省の運用の留意点とも齟齬<sup>そご</sup>はないと、同じ考えだというふうに考えております。

○鴨下議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○鴨下議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

承認第9号及び承認第10号につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第9号及び承認第10号は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

引き続きまして、追加日程第15、承認第11号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)の報告及び承認について及び追加日程第16、承認第12号 地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の報告及び承認についての2件につきまして、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 承認第11号及び第12号につきまして、一括してご説明申し上げます。

本2件は、均等割額の8.5割軽減の継続を行うためのもので、承認第11号、一般会計歳入歳出予算の補正額は3,217万7,000円で、保険料の年度間の差額200円を財政調整基金を取り崩して負担するためのものがございます。

また、承認第12号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正額は9億1,393万5,000円で、均等割額8.5割軽減の経費として国の交付金を充て、区市町村の保険料負担金を減額するものです。

いずれも国の平成21年度補正予算による交付金を予算措置し、平成21年度の保険料賦課決定に間に合わせる必要が生じましたが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められたことから、平成21年6月16日に専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき議会にご報告し、ご承認をお願いするものでございます。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 承認第11号及び承認第12号につきまして、質疑及び討論の通告はございませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本2件につきまして、提案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、承認第11号及び承認第12号の2件は、提案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、追加日程第17、議案第7号 平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

合田副広域連合長。

○合田副広域連合長 議案第7号についてご説明いたします。

本件における後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算の補正額は186億4,429万9,000円でございます。

歳出予算では、平成20年度の各種支出金の精算のため、区市町村負担金返還金32億695万4,000円、国庫支出金等精算返還金90億106万8,000円、都支出金等精算返還金18億5,731万3,000円及び支払基金交付金精算返還金43億3,407万6,000円を計上するとともに、事業費として医療制度システムの再構築5,075万5,000円、区市町村の広報費等補助事業1億1,545万8,000円、高額療養費特別支給金7,867万5,000円を計上したものでございます。

また、歳入予算では、前年度繰越金171億7,517万7,000円、臨時特例基金繰入金6,818万7,000円、特別調整交付金7,867万5,000円、保険料等負担金13億2,226万円を計上いたしました。

何とぞご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○鴨下議長 これより質疑を行います。

通告がございましたので、発言を許可いたします。

16番、池田議員。

○池田議員 すみません、最後です。繰越金が170億以上あるということで、主な要因はどのようなのでしょうか。

○鴨下議長 総務部長。

○名取総務部長 繰越金の主な要因についてのご質問でございます。

本繰越金は、国や都、区市町村が負担する公費及び若い世代が負担する支援金の返還金の財源に充てるものでございます。

その要因は、各負担金が保険給付費の見込額に基づき、概算額で交付されているためであり、実績額の確定に伴い精算の必要が生じます。

精算には、追加で交付される場合もありますが、平成20年度は、保険給付費の実績額が見込額よりも少なかったことを反映いたしまして、返還することとなりました。

既に支援金につきましては返還が求められており、また、近く国等から返還の請求も来ることが予

定されてございます。そうした関係から、国に対して約90億、都に対して約18億等々の返還の財源として、今般、繰越金を計上したものでございます。

以上でございます。

○鴨下議長 再質問です。

池田議員。

○池田議員 見込額というと、どのぐらいの見込額をしていたんだろう。また、来年度についても見込額というのが今回170億、多いのか少ないのかというのは私にもわからないけれども、これについてはどのように来年度については考えていらっしゃるのか。

○鴨下議長 総務部長。

○名取総務部長 こちらは、いわゆる11月に行われる決算議会においてまた認定をお諮りする決算剰余ベースの歳計現金での余った部分でございます。この金額が多いか少ないかというお尋ねもございますけれども、170億というのは1カ月の支払いが約700億円程度ある中では、ある意味、概算であってもゆとりを持った交付を受けておりませんと資金繰りがつきませんので、金額的には著しく大きいというレベルではないものと考えております。また来年度以降につきましては、予算全般を含めて精査し、適正な額にいたすよう努力してまいる所存でございます。

以上でございます。

○池田議員 ありがとうございます。終わります。

○鴨下議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○鴨下議長 ないものと認め、質疑を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本議案につきまして、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鴨下議長 挙手多数です。よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第18、選挙第3号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の選挙を議題いたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決

定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員に、鈴木直宏君、池田清君、長谷川征二君、塩野谷敏江君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4名を当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、鈴木直宏君、池田清君、長谷川征二君、塩野谷敏江君の4名を、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員の当選人と決定いたしました。

次に、追加日程第19、選挙第4号 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の選挙を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法につきましては、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員に、第1順位として細谷弘一君、第2順位として芹澤一二三君、第3順位として鈴木雅博君、第4順位として鹿島恒雄君の4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名しました4名を当選人と決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、第1順位として細谷弘一君、第2順位として芹澤一二

三君、第3順位として鈴木雅博君、第4順位として鹿島恒雄君の4名を、東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員の当選人と決定いたしました。

お諮りいたします。

本臨時会において議決されました各案件につきまして、その条項、字句、数字その他の整理を必要とするものについては、広域連合議会会議規則第42条の規定に基づいて、その整理を議長に委任願いたいと思います。それにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○鴨下議長 ご異議なしと認めます。よって、本臨時会において議決されました案件の整理につきましては、議長に委任することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

これもちまして、平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

午後 4時02分閉会



臨時議長 鈴木 茂

議長 鴨 下 稔

署名議員 森 美 彦

署名議員 龜 倉 順 子

平成21年第1回東京都後期高齢者医療広域連合議会臨時会における議決結果等一覧

1 広域連合長提出議案

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
同意第 3号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月31日	同意
同意第 4号	東京都後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任の同意について	7月31日	同意
同意第 5号	東京都後期高齢者医療広域連合監査委員の選任の同意について	7月31日	同意
議案第 7号	平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	7月31日	原案可決

2 専決処分の報告及び承認に係る案件

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 2号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 3号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 4号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 5号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 6号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成20年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 7号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 8号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合常勤の副広域連合長の給料等に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第 9号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第10号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について	7月31日	承認

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第11号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の報告及び承認について	7月31日	承認
承認第12号	地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分した平成21年度東京都後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の報告及び承認について	7月31日	承認

### 3 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

#### (1) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員

氏名	現職	選挙結果
鈴木 直宏 (スズキ ナオヒロ)	葛飾区選挙管理委員会委員長	当選
池田 清 (イケダ キヨシ)	千代田区選挙管理委員会委員	当選
長谷川 征二 (ハセガワ セイジ)	西東京市選挙管理委員会委員長	当選
塩野谷 敏江 (シオノヤ トシエ)	東久留米市選挙管理委員会委員長	当選

#### (2) 東京都後期高齢者医療広域連合選挙管理委員補充員

氏名	現職	選挙結果	順位
細谷 弘一 (ホソヤ コウイチ)	福生市選挙管理委員会委員長	当選	第1順位
芹澤 一二三 (セリザワ カズフミ)	練馬区選挙管理委員会委員長	当選	第2順位
鈴木 雅博 (スズキ マサヒロ)	目黒区選挙管理委員会委員長	当選	第3順位
鹿島 恒雄 (カシマ ツネオ)	府中市選挙管理委員会委員長	当選	第4順位

東京都後期高齢者医療広域連合議会  
議席表

議席番号	所属議会	氏名	議席番号	所属議会	氏名
1	中央区議会	石島 秀起	17	江戸川区議会	須賀 精二
2	港区議会	鈴木 驍	18	東村山市議会	鈴木 忠文
3	新宿区議会	深澤 利定	19	国分寺市議会	亀倉 順子
4	台東区議会	鈴木 茂	20	国立市議会	吉村 みな
5	江東区議会	堀川 幸志	21	福生市議会	田村 正秋
6	目黒区議会	森 美彦	22	狛江市議会	谷田部 和夫
7	大田区議会	溝口 誠	23	東大和市議会	佐村 明美
8	世田谷区議会	稲垣 まさよし	24	清瀬市議会	渋谷 金太郎
9	渋谷区議会	松岡 定俊	25	東久留米市議会	富田 竜馬
10	中野区議会	伊藤 正信	26	武蔵村山市議会	金井 治夫
11	北区議会	平田 雅夫	27	多摩市議会	橋本 由美子
12	荒川区議会	茂木 弘	28	稲城市議会	多羅尾 治子
13	板橋区議会	はぎわら 洋一	29	羽村市議会	船木 良教
14	練馬区議会	本橋 正寿	30	瑞穂町議会	上野 勝
15	足立区議会	鴨下 稔	31	大島町議会	白井 松寿
16	葛飾区議会	池田 ひさよし			